

# 令和5年度 第20回庁議要旨

日時：令和6年1月25日（木）

午後2時35分～午後4時10分

会場：庁議室

## [審議事項]

### 1 石巻市国民健康保険税の見直しについて（保健福祉部）

平成30年度に国民健康保険の運営が都道府県単位化したことにより、資産割を廃止したことに伴う減収分を確保するために所得割などの税率を引き上げた場合、被保険者への負担が大きくなるため、国民健康保険事業財政調整基金（以下「国保財政調整基金」という。）の取り崩しにより緩和措置を講じてきた。

被用者保険の適用拡大等による被保険者（中間所得層）の減少や医療の高度化等による医療費の増加に伴い、国保財政調整基金が著しく減少する見通しであることから、令和5年度までとしていた緩和措置を終了し、保険税の見直しを行うもの。

#### (1) 主な内容

##### 《国民健康保険税の見直し》

県から令和6年1月上旬に示された国保事業費納付金本算定を参考に、保険税の試算を行った。

- ・改定の前条件 国保財政調整基金残高の状況により、令和5年度までとしていた資産割廃止に伴う緩和措置を終了し、1人当たりの税額を平成30年度保険税率改定時の水準に戻し、併せて医療費の増加に対応するもの。
- ・今後の税率改定 被保険者（中間所得層）の減少により、1度の改定では中期的に国保財政調整基金残高を維持できず、改定率も大きくなることから、基金残高を最低限の保有に留め、令和12年度の県内の保険税水準統一までは、短い期間で改定を行う。

##### 《令和6年度国民健康保険税率》

	区分	医療分	支援金分	介護分	合計
現行	所得割	7.00%	2.40%	2.00%	11.40%
	均等割	23,500円	5,300円	8,400円	37,200円
	平等割	25,700円	5,500円	6,000円	37,200円
改正案	所得割	7.21%	2.51%	2.24%	11.96%
	均等割	31,000円	10,000円	13,000円	54,000円
	平等割	25,400円	8,200円	8,200円	41,800円
差引	所得割	0.21%	0.11%	0.24%	0.56%
	均等割	7,500円	4,700円	4,600円	16,800円
	平等割	▲300円	2,700円	2,200円	4,600円

《1人当たり保険税額》

	医療分	支援金分	医療分 +支援金分	介護分	合計
現行	60,400円	17,500円	77,900円	21,600円	84,800円
令和6年度	67,600円	22,700円	90,300円	27,900円	99,100円
現行との差額	7,200円	5,200円	12,400円	6,300円	14,300円

※合計欄は保険税総額を被保険者総数で除した金額である。

(2) 今後の予定

令和6年2月 市議会第1回定例会に「石巻市国民健康保険税条例」の一部改正について提案  
(施行予定年月日：令和6年4月1日)

**2 石巻市地域福祉委員会における委員構成の追加及び石巻市地域包括ケアシステム推進本部の廃止  
について（保健福祉部）**

本市においては、東日本大震災後、高齢者以外も対象とした次世代型地域包括ケアシステムの構築を進めてきたが、その後、国において地域共生社会の実現に向けた改正社会福祉法等を施行し、それに伴う地域福祉計画策定ガイドラインが示された。

このことから、令和4年3月に策定した石巻市地域福祉計画（第4期）では、地域包括ケアシステム推進実施計画を包含し、石巻市地域福祉委員会において評価・推進しているところである。

一方、これまで外部組織として地域包括ケアシステム推進実施計画の策定・進捗管理を担ってきた石巻市地域包括ケア推進協議会と意見を交わしてきた結果、事務事業の効率的かつ効果的な実施手法に改めるため、令和6年度から石巻市地域福祉委員会に統合することについて了承された。

また、併せて庁内組織として石巻市地域包括ケアシステム推進本部を設置していたことから、庁内における審議過程を見直した。

石巻市地域福祉計画（第4期）に石巻市地域包括ケアシステム推進実施計画を包含したことに伴い、関連組織について整理統合するもの。

(1) 主な内容

ア 石巻市地域包括ケア推進協議会を石巻市地域福祉委員会に統合するため、同委員会の委員構成を以下のとおり改正する。

	改正後	現行
委員数	<u>20人以内</u>	17人以内
委員構成	(1) 地域住民の組織に所属する者 (2) 学識経験を有する者 <u>(3) 医療業務に携わる者</u> (4) 福祉業務に携わる者 (5) 各種福祉団体に関係する者 <u>(6) 教育関係団体に関係する者</u> (7) 関係行政機関の職員 (8) 地域福祉に関心を有する者で一般公募によるもの (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	(1) 地域住民の組織に所属する者 (2) 学識経験を有する者 (3) 福祉業務に携わる者 (4) 各種福祉団体に関係する者 (5) 関係行政機関の職員 (6) 地域福祉に関心を有する者で一般公募によるもの (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

イ 石巻市地域福祉計画に係る庁内組織は設置していないことから、石巻市地域包括ケアシステム推進本部設置要綱（平成25年訓令第20号）を廃止し、本計画に係る庁内審議は庁議に上程して行う。

(2) 今後の予定

令和6年2月 市議会第1回定例会に石巻市地域福祉委員会条例の一部改正及び関係予算案について提案（施行予定年月日：令和6年4月1日）

3月 石巻市地域包括ケアシステム推進本部設置要綱の廃止（令和6年3月31日施行）

### 3 石巻市社会福祉協議会運営費に係る補助基準の明確化について（保健福祉部）

復興事業から地域共生社会の実現に向けた取組や包括的な支援体制への移行に向けた事業の整理に伴い、石巻市社会福祉協議会の適正な人員配置を進めるとともに、同協議会への適正な補助金のあり方についての検討・協議を踏まえ、令和5年3月に石巻市社会福祉協議会職員適正化計画が提出された。

また、石巻市社会福祉協議会への補助金については、補助金交付要綱を制定せず、これまで覚書等に基づき交付してきたことから、補助基準を明確化することが必要となっている。

石巻市社会福祉協議会の安定的な運営及び地域福祉の向上を図るため、補助金交付要綱を制定し、同協議会に対して予算の範囲内で補助金を交付することで、運営費助成等の適正化を図るもの。

(1) 主な内容

ア 補助対象経費

介護保険事業、障害福祉事業、指定管理事業、各種受託事業等に係る費用を除いた経費及び他補助金の対象とならない経費で、次に掲げるものとする。

補助対象項目	補助対象経費	補助金額
職員給料	職員給料	予算の定める範囲内の額
職員手当	期末勤勉手当、時間外勤務手当、通勤手当、住宅手当、扶養手当、管理職手当、資格手当	
共済費	健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども手当拠出金、雇用保険料、労働災害保険料、一般拠出金、退職積立金、健康診断料	

(2) 今後の予定

令和6年2月 市議会第1回定例会に関係予算案について提案

石巻市社会福祉協議会運営費補助金交付要綱制定

（施行予定年月日：告示の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。）

### 4 障害のある人に対する事業者による合理的配慮の提供の義務化について（保健福祉部）

国は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）を平成28年4月に制定し、平成30年4月に施行した。

本市においては、平成29年9月に「石巻市障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例」を制定し、平成30年4月から施行している。

令和3年5月、障害者差別解消法の一部改正により、事業者による社会的障壁を取り除く「合理的配

慮の提供」が努力義務から義務化され、令和6年4月に施行となる。

本市においても、事業者による「合理的配慮の提供」を努力義務から義務化し、障害を理由とする差別解消の一層の推進を図るもの。

(1) 主な内容

日常生活・社会生活において提供されている設備やサービス等は、障害のない人は簡単に利用できても、障害のある人にとっては利用が難しく、結果として障害のある人の活動などが制限されてしまう場合がある。

このような場合、障害者差別解消法では、障害のある人から何らかの配慮を求められた際に、行政機関や事業者が、負担の重すぎない範囲で社会の中のバリア（障壁）を取り除くために必要な対応を行う「合理的な配慮の提供」を求めている。

これまで、これらの対応を行うことについて、事業者においては「努力義務」としていたが、行政機関と同様に「義務」とする。

	改正後	現行
行政機関	義務（改正なし）	義務
民間事業者	義務	努力義務

※「合理的配慮の提供」の例

- ・障害のある人の障害特性に応じて座席を決める。
- ・意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う。
  - ・段差がある場合に、スロープなどを使って補助する。

(2) 今後の予定

令和6年2月 市議会第1回定例会に条例の一部改正について提案  
(施行予定年月日：令和6年4月1日)

3月 ホームページ掲載

4月 市報掲載

4月～ 商工会議所及びハローワーク等への周知協力依頼

みやぎ生協（蛇田店、大橋店）及びイトーヨーカ堂（あけぼの店）の「石巻市情報コーナー」を利用した周知等

## 5 介護保険料の所得段階変更及び介護用品支給事業の財源移行について（保健福祉部）

今後の介護給付費の増加などを背景として、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化することにより、低所得者の保険料の抑制を図る趣旨から、令和6年1月19日に「介護保険法施行令の一部を改正する政令」が公布され、国の定める標準段階数、標準乗率、公費軽減割合が見直しされた。

また、介護保険法第115条の45第3項に基づき、国・県・市・第1号保険料を財源とする地域支援事業の任意事業である「家族介護支援事業」のうち、介護用品の支給に係る事業（以下「介護用品支給事業」という。）については、平成27年4月から、原則、地域支援事業（任意事業）の対象外として取り扱うこととされたが、これまで激変緩和措置として例外的に任意事業の対象とされてきた。

令和5年12月、厚生労働省より介護用品支給事業の廃止・縮小に向けて、第9期介護保険事業計画

期間中に第1号保険料を財源とする市町村特別給付や保健福祉事業等への移行を含めた取組を着実に実行するよう通知があった。

本市の介護保険料所得段階・乗率の設定について、国の標準段階を基準として設定することとし、所要の改定を行うもの。

また、介護用品支給事業については、第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）において保健福祉事業に位置付け、財源を移行するもの。

#### (1) 主な内容

##### ア 介護保険料

標準段階を9段階から13段階へ多段階化し、高所得者の標準乗率の引き上げ、低所得者の標準乗率の引き下げ等を行う。（詳細は別紙資料のとおり。）

##### イ 介護用品支給事業（在宅で高齢者を介護している家族の方に介護用品支給券を交付する制度）

国・県・市・第1号保険料を財源とする地域支援事業（任意事業）から、第1号保険料のみを財源とする保健福祉事業に移行し、引き続き介護用品支給事業を継続する。

#### (2) 今後の予定

令和6年2月 市議会第1回定例会に介護保険条例の一部改正について提案

（施行予定年月日：令和6年4月1日）

第5回石巻市介護保険運営審議会（第9期介護保険事業計画最終案）

石巻市介護保険運営審議会からの答申

3月 石巻市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定

介護保険料等の見直しについてホームページ掲載等により周知

## 6 石巻市下水道事業経営戦略の改定について（建設部）

本市の下水道事業は、昭和56年10月に公共下水道を供用開始して以来、生活環境の改善を図るとともに公共用水域の水質保全及び市街地における浸水防除などの重要な役割を担っている。東日本大震災により被災した施設の復旧・復興事業が完了したが、引き続き汚水・雨水管渠の整備を行うほか、施設の老朽化対策として、ストックマネジメント計画に基づき、施設の維持管理及び更新を計画的に行っていく必要がある。

また、人口減少による料金収入の減少や施設の老朽化による修繕費用の増加が見込まれ、下水道事業の経営環境は厳しさを増している。

このような状況の中、令和4年1月に国から「『経営戦略』の改定推進について」が示され、中長期的な経営の基本計画である経営戦略について、PDCAサイクルを通じて質を高めていくため、見直しを行うことが求められている。

投資・財政計画を見直し、限られた財源のなかで安全で快適な下水道サービスを継続的に維持し、計画的・効果的に投資していくため、中長期的な視点で計画的な経営に取り組み、経営の効率化、健全化を図るもの。

(1) 主な内容

ア 基本方針

「未来につなぐ豊かな水辺環境を育む下水道」

イ 計画期間

令和5年度～令和14年度（10年間）

ウ 基本目標

(ア) 健全で継続的な経営（経営基盤強化）

取組内容：水洗化率の向上、適正な債権管理、収納率の向上、不明水対策、維持管理費の抑制など

(イ) 快適な暮らしの実現（投資効率化）

取組内容：生活排水処理基本構想に基づく効率的な投資と面整備、普及率の向上、老朽化対策

(ロ) 市民の生活を守り支える（危機管理強化）

取組内容：雨水排水基本計画に基づく整備、宮城県下水道事業広域化・共同化計画に基づく近隣市町とのBCP共同作成など

エ 経営戦略の事後検証、改定等

毎年、事後検証を行いながら、4年を目途に見直しを実施する。

(2) 今後の予定

令和6年2月 パブリックコメント実施

～3月

3月 下水道事業経営戦略（改定版）策定

[報告事項]

**1 番号法の改正に伴う関係条例の整理について（総務部）**

個別法律に規定のない事務について新たに個人番号の情報連携を行う場合、現状では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）を都度改正する必要があり、法改正に約1年を要している。

令和5年6月、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図る観点から番号法が改正され、番号法に定められた事務に準ずる事務について、省令で規定することで個人番号の利用が可能となる。また、情報連携に係る規定が見直され、下位法令（省令）に規定することで情報連携が可能となる。

法改正に伴い、石巻市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「番号条例」という。）の一部を改正するもの。

(1) 主な内容

番号法における個人番号の情報連携に係る規定の見直しに伴い、番号条例における引用条文の整理その他所要の文言整理を行うもの。

(2) 今後の予定

令和6年2月 市議会第1回定例会に石巻市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について提案  
(施行予定年月日：番号法等の一部改正法の施行の日)

**2 地方自治法の改正に伴う関係条例の整理について（総務部）**

令和5年5月、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、公金事務の私人への委託に関する制度の見直し等により、条の追加及び繰下げ等の所要の整備が行われた。

法改正に伴い、関係する条例の一部を改正するもの。

(1) 主な内容

地方自治法の条の追加及び繰下げに伴い、関係条例における引用条項の整理を行うもの。

ア 地方自治法の改正内容（公金事務の私人への委託に関する制度の見直し関係）

改 正	現 行
<u>(指定公金事務取扱者) 等</u> 第243条の2～第243条の2の6	(新設)
(普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責) 第243条の2の7	(普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責) 第243条の2
(職員の賠償責任) 第243条の2の8	(職員の賠償責任) 第243条の2の2

## イ 関係条例の改正内容

(ア) 石巻市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年条例第60号）

「議会の同意を要する賠償責任の免除」について規定した第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(イ) 石巻市病院事業の設置等に関する条例（平成17年条例第280号）

「議会の同意を必要とする賠償責任の免除」について規定した第4条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

## (2) 今後の予定

令和6年2月 市議会第1回定例会に關係条例の一部を改正する条例について提案

（施行予定年月日：令和6年4月1日）

## 3 津波避難対策緊急事業に係る各種計画の策定について（総務部）

本市は平成18年に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」に指定された。

令和3年12月に、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について科学的に想定し得る最大規模の地震を対象とした被害想定が公表されたことに伴い、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」と同程度に対策を強化することが必要とされた。

国では対策を強化するため、令和4年に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の改正及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」の変更を行い、本市は「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域」に指定され、「津波避難対策緊急事業計画」の作成により、ハード事業に対する一定程度の国庫補助率の嵩上げを受けることが可能となった。

津波からの避難のために必要な緊急に実施すべき事業を選定・実施することにより、津波による災害から市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」における各種計画を作成するもの。

### (1) 主な内容

ア 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」に記載する主な内容

(ア) 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

(イ) 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

(ウ) 関係者との連携協力の確保に関する事項

(エ) 防災訓練に関する事項

(オ) 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

イ 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく「津波避難対策緊急事業計画」に記載する主な内容

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備に関する事業
- (2) 避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路の整備に関する事業
- (3) 集団移転促進事業及び集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であって、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るため特に配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるものの整備に関する事業
- (4) 上記事業の具体的な目標及びその達成の期間

(2) 今後の予定

令和6年2月 市議会第1回定例会に係る予算案について提案

4月 事業開始

#### 4 石巻圏域定住自立圏共生ビジョンの変更について（復興企画部）

石巻圏域の将来像「住民が住むことに誇りを持ち、持続・発展する石巻圏域定住自立圏の形成」に向け、東松島市、女川町と締結した定住自立圏形成に関する協定に基づき、二市一町が連携して推進する具体的な取組を示すため、令和4年10月に「石巻圏域定住自立圏共生ビジョン」を策定した。

同ビジョンに掲げた具体的な取組の進捗状況等を踏まえ、記載内容を変更するもの。

(1) 主な内容

以下の内容について、変更するもの。

### 第3章 定住自立圏形成に向けた具体的な取組

#### 【1 生活機能の強化に係る政策分野】

#### 2 教育

連携項目	現行	変更後
(3) 学校適応指導教室に関する連携	【事業名】 石巻市適応指導教室運営事業	石巻市適応指導教室情報連携事業
	【年次計画】 対象児童生徒の学校生活復帰に向けた たけやき教室運営・活用 令和4年度～令和8年度	対象児童生徒の学校生活復帰に向けた たけやき教室運営・活用 令和4年度
	けやき教室の活用促進に向けた周知 活動 令和4年度～令和8年度	けやき教室の活用促進に向けた周知 活動 令和4年度
	【事業費】 R5年度以降の事業費 992千円	具体的な事務事業に、「情報交換会の開催」「令和5年度～令和8年度」を追加。 R5年度以降の事業費 <u>0千円</u>

	<b>【連携市町の役割】</b> ・けやき教室を拠点とした指導を行い、対象児童生徒の学校生活復帰に取り組む。  ・施設の業務内容に関する周知活動を実施し、けやき教室の活用促進を図る。	(石巻市) ・石巻市学びサポートセンターを拠点とした指導を行い、対象児童生徒の学校生活復帰に取り組む。 ・施設の業務内容に関する情報交換会を実施し、より効果的な事業を展開する。
	<b>【変更理由】</b> 各市町で不登校児童生徒等に対する教育支援機能を強化したことにより、適応指導教室の相互利用から、不登校児童生徒等への対応の連携に事業の方向性を見直すこととしたため。	(東松島市、女川町) ・東松島市教育支援センター「ひがまつBASE」及び女川町子ども心のケアハウスを拠点とした指導を行い、対象児童生徒の学校生活復帰に取り組む。 ・施設の業務内容に関する情報交換会を実施し、より効果的な事業を展開する。

## 【Ⅱ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野】

### 1 地域公共交通

連携項目	現行	変更後
(2) 鉄道の整備促進に係る要望活動の実施	<b>【事業内容】</b> 古川・女川間鉄道整備促進期成同盟会	古川・女川間鉄道整備及び利用促進期成同盟会
	<b>【変更理由】</b> 期成同盟会の名称に変更が生じたため。	

### 4 移住定住

連携項目	現行	変更後
(1) 移住定住の推進	<b>【5年後の目標値(令和8年度)】</b> 圏域移住定住者数 150人	圏域移住定住者数 240人
	<b>【変更理由】</b> 令和4年度現状値が5年後の目標値(令和8年度)を上回ったため。	

#### (2) 今後の予定

令和6年2月 石巻圏域定住自立圏共生ビジョンの変更・公表

## 5 石巻市定住促進住宅取得等補助金の見直しについて(復興企画部)

本市への定住促進を図るため、令和3年度に石巻市定住促進住宅取得等補助金を創設し、年齢や世帯構成等の要件は設けず、市外から市内に移住をしようとする者が住宅を取得等した場合に補助金を交付してきた。

補助金交付者にアンケート調査を実施したところ、本補助金の有無に関わらず、本市に移住した方が半数以上あったことから、移住定住策というよりも単なる住宅取得に係る負担軽減の意味合いが強くなっているため、より効果的な制度になるよう見直しを検討してきた。

将来の担い手となる子どもたちの移住定住を促進させるため、交付対象者を子育て世帯に絞り込むとともに、補助金額の見直しを行うもの。

(1) 主な内容

- ・見直しの内容

【取得の場合】

区 分	改正後	現行
交付対象者	<p>・<u>子育て世帯（15歳以下の子を扶養している世帯又は妊婦。以下同じ）</u>で次のいずれかの要件を満たすもの</p> <p>(1) 市外に居住する方で、市内に住宅を取得し、当該住宅に居住するもの</p> <p>(2) 市外から市内に転入し、市内の賃貸住宅に居住している方で、居住後2年以内に住宅を取得し、当該住宅に居住するもの</p>	<p>(1) 市外に居住する方で、市内に住宅を取得し、当該住宅に居住するもの</p> <p>(2) 市外から市内に転入し、市内の賃貸住宅に居住している方で、居住後2年以内に住宅を取得し、当該住宅に居住するもの</p>
補助金の額	<p>基本補助金 取得費用の10% <u>(1,300千円上限)</u></p> <p>加算補助金 <u>2子以上 200千円</u> 空き家バンク活用又は 市内業者施工 200千円 最大1,700千円</p>	<p>基本補助金 取得費用の10% <u>(1,000千円上限)</u></p> <p>加算補助金 <u>子育て世帯 300千円</u> 空き家バンク活用又は 市内業者施工 200千円 最大1,500千円</p>

【改修の場合】

区 分	改正後	現行
交付対象者	<p>(1) 市外に居住する<u>子育て世帯</u>で、市内の賃貸住宅を改修し、当該住宅に居住するもの</p> <p>(2) 市外から市内の賃貸住宅に居住し、その居住期間が1年以内の<u>子育て世帯</u>で、居住している賃貸住宅を改修するもの</p>	<p>(1) 市外に居住する<u>方</u>で、市内の賃貸住宅を改修し、当該住宅に居住するもの</p> <p>(2) 市外から市内の賃貸住宅に居住し、その居住期間が1年以内の<u>方</u>で、居住している賃貸住宅を改修するもの</p> <p>(3) 空き家所有者で、移住者へ賃貸するためにその住宅を改修するもの</p> <p>(4) 市内に住宅を所有している者が、親族を受入れ、三世帯同居するために住宅を改修するもの</p>

- ・経過措置

昨年7月26日に事前相談を含め予算の上限に達し、本補助金の受付を終了したことを踏まえて、経過措置として、令和6年度に限り、令和5年7月27日以降に住宅を取得し、令和6年3月末日までに当該住宅に居住した子育て世帯も交付対象とする。

(2) 今後の予定

- 令和6年2月 市議会第1回定例会に関係予算案について提案
- 3月 石巻市定住促進住宅取得等補助金交付要綱の一部改正  
(施行予定年月日：令和6年4月1日)
- 4月 市報、市ホームページ等による周知

**6 休日等急患診療対策事業（在宅当番医制事業）における産婦人科の今後の対応について**  
**（保健福祉部）**

市内診療所が休診となる日曜日などの休日における救急患者の診療体制を確立し、市民の急病に対する不安を解消するため、一般社団法人 石巻市医師会、桃生郡医師会及び石巻歯科医師会と委託契約を締結し、一次救急医療体制の確保を図っているところであるが、昨年8月30日、石巻市医師会事務局から、産婦人科については医師数の減少に伴う負担増及び1日あたりの患者数の減少に加え、産婦人科医が診療を行うべき患者が極端に少ない状況であることから、石巻市医師会としては、今年度をもって産婦人科の対応を辞退したい旨の申出があった。

救急診療を必要とする市民への安定した受診機会の確保と併せ、安全安心な診療提供体制の維持・継続を図るもの。

(1) 主な内容

ア 休日等急患診療対策事業（在宅当番医制事業）

（一社）石巻市医師会との委託契約に基づく当該事業に係る診療科目のうち、産婦人科については令和5年度をもって終了する。

石巻市医師会			
診療科目	内科	小児科	産婦人科
～令和5年度	○	○	○
令和6年度～	○	○	×

イ 産婦人科の今後の対応

(ア) 令和6年度以降においても引き続き安定した受診機会の確保と安全安心な診療提供体制の維持・継続を図る必要があることから、産婦人科の受診を希望する救急患者の対応として、石巻赤十字病院救急外来での受入による診療体制を確保する。

(イ) 石巻赤十字病院における診療体制（電話受付対応を含む。）の確保に対する支援として、「休日等急患診療体制確保補助金」を交付する。

(2) 今後の予定

- 令和6年2月 市議会第1回定例会に関係予算案について提案
- 3月 石巻市休日等急患診療体制確保補助金交付要綱制定  
（施行予定年月日：令和6年4月1日）
- 4月 市ホームページ等での周知

**7 石巻市医療施設開設支援事業補助金の創設について（保健福祉部）**

本市の医療体制は震災等の影響により、人口と共に医療施設が市内陸部に集中し偏在が顕著になっており、東部地区と西部地区の医療体制の格差が拡大している。

また、産科医及び小児科医等が不足している状況が今もなお続いており、人口減少や高齢化の進展とともに、市外都市部への人口及び医療資源の集中化が今にも増して進むことにより、本市における医療

体制の維持、継続等への影響が危惧される。

民間の医療施設（医科に限る。）の開設を促進し、加えて地域医療の担い手である医師を確保し、医療資源の偏在、減少及び流出を抑制し、医療体制の格差解消及び適切な医療体制を維持・向上させるため、医療施設を新たに開設する医師又は医療法人に対する補助金制度を創設するもの。

(1) 主な内容

ア 補助対象者

次の各号のいずれの条件にも該当する医師又は法人とする。

- (ア) 積極的に医療活動を行い、地域医療及び地域包括ケアの推進に寄与する者であること。
- (イ) 市の区域内において、医療施設を新規開設した後に継続して10年以上診療する見込みであること。
- (ウ) 医療法施行令第3条の2に規定する医業の診療を行う者であること。（ただし、歯科医業は除く。）
- (エ) 国、地方公共団体その他公的な機関から、本補助金の交付対象経費と同様の経費について補助金等を交付され、又は交付の決定を受けていないこと。
- (オ) 石巻市暴力団排除条例（平成24年12月25日条例第42号）第2条第2号及び第3号並びに第4号の規定に該当しないこと。
- (カ) 既存の医療施設を引き継ぎ新規開設する場合又は、同一の医療施設内に新規開設する場合にあっては、親族以外の医師又は法人の代表者であること。

イ 補助対象地域

東部地区（湊、渡波、稲井、萩浜、田代、大川、雄勝、北上、牡鹿）を対象とする。ただし、分娩施設を有する産婦人科及び産科、又は小児科を標榜する医療施設、若しくは主として在宅診療を行う医療施設を開設する場合にあっては、この限りではない。

ウ 補助対象事業

開設に係る土地の取得、建物の新設、取得、改修又は拡張、機器の購入に要する経費

エ 補助金額

対象事業費の1/2以内の額とし、1か所当たりの上限額は5千万円とする。

(2) 今後の予定

令和6年3月 石巻市医療施設開設支援補助金交付要綱制定

（施行予定年月日：令和6年4月1日）

4月 市ホームページ等での周知、申請受付

## 8 石巻市地域互助活動促進事業の見直しについて（保健福祉部）

本市では地域共生社会の実現に向けた取組の一環として、地域の支え合いや身近な住民が相互に助け合える地域づくりを推進するため、地域互助活動促進事業を実施してきた。

なお、国においても住民の身近な地域で「気づく」、「つながる」、「ささえる」包括的な支援体制の構

策を進めるため、令和3年4月に改正社会福祉法を施行し、その具体的な事業の一つとして「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」を推進している。

地域の支え合いや助け合いがより重視される中、国が示した「地域づくりに向けた支援」を推進するため、地域互助活動促進事業について必要な改正を行うもの。

(1) 主な内容

・見直し内容

ア 助成期間の限度を一団体「5年」から「10年」とする。

※助成期間が6年目以降の団体の助成限度額は、事業の実施に要する経費の2分の1以内で、各活動区分の助成限度額を超えない範囲とする（千円未満の端数切捨）。

（詳細は別紙資料のとおり）

イ 「イベント活動」の助成期間については、「令和7年度まで」としていたものを「令和10年度まで」延長する。

(2) 今後の予定

令和6年2月 市議会第1回定例会に係る予算案について提案

3月 石巻市地域互助活動促進事業助成金交付要綱の改正

（施行予定年月日：令和6年4月1日）

4月 市報、市ホームページ等による周知

## 9 公営住宅等における見守り連携体制について（保健福祉部）

被災者支援総合交付金を活用した復興公営住宅等生活相談支援事業については、地域生活支援員等15名による見守り・声がけ支援を復興公営住宅等入居者全世帯対象に行ってきた。

本来、復興期間10年間とされてきたところであるが、復興公営住宅入居後、おおむね5年程度は支援が必要であることから、復興庁との協議により、財源の活用期限が令和5年度まで延長され、今年度で終了する。

一方で、復興公営住宅等においては、地域の支え合い体制等が機能していない地区があることや復興公営住宅の高齢化率が高いことなどから、平時支援として引き続き見守り支援を継続していく必要がある。

被災者支援として行ってきた地域生活支援員による復興公営住宅等生活相談支援事業の経験をもとに、民生委員、地域、地域包括支援センター等との連携を深めながら、より効果的・効率的に主に高齢単身世帯等の見守りを行い、孤立・孤独死を防止するもの。

(1) 主な内容

	令和6年度～	～令和5年度（現行）
支援体制	相談支援連携員 5名	令和5年度地域生活支援員等 15名
対象世帯	高齢単身世帯及びその他特に配慮が必要な世帯 ※身体・生活状況の変化等により、経過観察が必要な場合は訪問頻度を調整して、支援機関に適切につなぐものとする。	復興公営住宅等入居者全世帯
世帯数	約 1,060世帯 復興公営住宅等 約 870世帯 既存市営住宅 約 190世帯	復興公営住宅等 約 4,680世帯
業務内容	・月2回程度の安否確認及び孤立予防支援と新規対象者の把握 ・民生委員、自治会、団地会、互助活動団体等との連携 ・行政機関、地域包括支援センター等への迅速なつなぎ ・地域福祉コーディネーターとの連携による互助活動団体育成支援 等	・支援が必要な入居者の把握及び入居者の状況に合わせた訪問回数の設定 ・民生委員、自治会、団地会、互助活動団体等との連携 ・行政機関、地域包括支援センター等への迅速なつなぎ 等

(2) 今後の予定

令和6年2月 市議会第1回定例会に関係予算案について提案

4月 業務委託契約締結

## 10 保育士宿舎借り上げ支援事業補助金の創設について（保健福祉部）

令和6年度から令和8年度の3か年で公立施設9施設を再編し、私立施設5施設とする民営化事業を行うにあたり、民間事業者において、常勤職員を追加雇用する必要があるが、現在でも、市内の事業者間で保育士の取り合いがあり、保育士の追加確保が困難な状況にある。

事業者が雇用する保育士の宿舎を借り上げた際の費用の一部を補助し、保育士が働きやすい環境を整備することにより、保育人材を確保するもの。

(1) 主な内容

対象者 本市の区域内において保育所等を運営する者

補助対象経費 補助対象宿舎に係る賃借料、共益費、管理費

補助金の額 補助対象経費（その額が月4万円を超えるときは、月4万円が上限）に4分の3を乗じて得た額

(2) 今後の予定

令和6年2月 市議会第1回定例会に関係予算案について提案

3月 石巻市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱制定  
（施行予定年月日：令和6年4月1日）

4月～ 事業開始（周知、申請受付）

## 1 1 石巻市身体障害者補助犬飼育費等助成金の創設について（保健福祉部）

身体障害者の日常生活を支える身体障害者補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）の利用者には、補助犬の健康管理・衛生管理が義務付けられており、これらにかかる費用は基本的に利用者の自己負担となっている。

主な管理費としては、フード代、犬具などの消耗品代、各種予防接種や予防薬代、突発的な医療費等があり、平均的に補助犬1頭あたり年間100千～150千円程の負担が生じている。

今般、視覚障害者団体「特定非営利活動法人 一歩を楽しむ石巻」から飼育費等の助成について要望書の提出があり、支給に向け検討を行ってきた。

助成金の支給により、補助犬利用者の経済的負担を軽減するとともに、今後の利用者の増大を図るもの。

### (1) 主な内容

#### ○補助金額

補助犬1頭あたり年額42,000円（年度途中から給付対象に該当した場合は月額3,500円に年度末までの補助犬利用月数を乗じた額）

#### ○対象者

- ・石巻市内に住所を有する者
- ・視覚障害者、聴覚障害者又は肢体不自由に該当する者
- ・身体障害者補助犬を使用する者

※上記のいずれにも該当し、世帯に市民税所得割額が460千円以上の者がいないこと。

#### ○対象経費

- ・フード代、犬具代及び設備代等の飼育管理に係る費用
- ・予防接種代、予防薬代及び獣医による検診や診療費等の健康管理に係る費用
- ・シャンプー代、トリミング代及び浴槽設備レンタル料等の衛生管理に係る費用
- ・その他、助成対象経費として市長が認める費用

### (2) 今後の予定

- |        |   |
|--------|---|
| 令和6年2月 | 市議会第1回定例会に関係予算案について提案                         |
| 3月     | 石巻市身体障害者補助犬飼育等助成金支給要綱制定<br>(施行予定年月日：令和6年4月1日) |
| 4月～    | 市ホームページ、市報等による周知                              |

## 1 2 プロフェッショナル人材雇用助成金の創設について（産業部）

本市の産業全般において、人手不足が慢性化していることから、人手不足の解消のために、プロフェッショナル人材の専門知識を駆使して、事業の改善等を図る必要がある。

プロフェッショナル人材を積極的に雇用し、企業の経営体質の強化や新たな事業展開等の促進を図るもの。

(1) 主な内容

市内事業者が、「宮城県プロフェッショナル人材戦略拠点（※）」を活用し、民間人材ビジネス事業者を通じて、プロフェッショナル人材を雇用した場合の給与（基本給に限る）の一部を助成する。

区分	補助率	支給額（1事業者につき1名まで）
UIJ ターン雇用に対する助成	1/2	基本給3ヶ月分×1/2＝支給額（最大1,000千円）
転居なし雇用に対する助成	1/3	基本給3ヶ月分×1/3＝支給額（最大750千円）

※宮城県プロフェッショナル人材戦略拠点…労働人口の減少で人材採用環境が厳しさを増す中、地域の産業支援機関、金融機関及び民間人材ビジネス事業者と連携し、県内企業の経営者が必要とする人材の採用を支援する機関。

※プロフェッショナル人材…新たな商品・サービスの開発、その販売の開拓や、個々のサービスの生産性向上などの具体的な取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材（宮城県プロフェッショナル人材戦略拠点の場合）

(2) 今後の予定

- 令和6年2月 市議会第1回定例会に関係予算案について提案
- 3月 石巻市プロフェッショナル人材雇用助成金交付要綱制定  
(施行予定年月日：令和6年4月1日)
- 4月～ 事業開始

### 1.3 石巻市立小中学校体育及び文化活動補助金の補助率の引き上げについて（教育委員会）

本市では、市立小中学校の児童生徒が、学校名で出場する体育大会及び音楽コンクール等への参加に要した交通費及び宿泊費等の一部を補助しているが、交通費及び宿泊費に関する補助率については、近隣他市町と比較し低いことから、保護者の負担が大きい状況にある。

交通費及び宿泊費に係る補助率を引き上げることにより、体育大会及び音楽コンクール等に参加する児童生徒の保護者の負担を軽減するもの。

(1) 主な内容

大会区分		補助対象経費	補助率	
			改正後	現行
中学校総合体育大会及び中学校新人総合体育大会等	石巻地区大会	交通費	80%	75%
	宮城県大会			
	東北大会	交通費及び宿泊費		
	全国大会			
音楽コンクール等	地区大会	交通費	80%	75%
	宮城県大会			
	東北大会	交通費及び宿泊費		
	全国大会			

※宿泊費：1泊あたり6,000円が補助上限

## (2) 今後の予定

令和6年2月 市議会第1回定例会に係る予算案について提案

石巻市立小中学校体育及び文化活動補助金交付要綱の一部改正

(施行予定年月日：令和6年4月1日)

### 14 奨学金貸付金に係る口座振替による償還について（教育委員会）

本市出身の優秀な生徒及び学生であって能力があるにも関わらず経済的理由により修学困難な者に対し、有能な人材を育成することを目的に、修学資金を貸し付けている。

貸付金の償還については、納入通知書や学校教育課窓口での支払いのほか、ゆうちょ銀行口座からの口座振替を行っているが、ゆうちょ銀行以外の金融機関からの口座振替は実施していない。

現在、ゆうちょ銀行のみから実施している口座振替による償還を、指定金融機関及び収納代理金融機関（以下「取扱金融機関」という。）においても実施できるようにし、奨学生の償還に係る利便性と奨学金貸付金の償還率の向上を図るもの。

#### (1) 主な内容

	改正後	現行
実施根拠	石巻市市税等口座振替実施要綱	市とゆうちょ銀行の個別契約
申込手続き	<ul style="list-style-type: none"><li>取扱金融機関窓口にて市様式の口座振替込書を提出する。</li><li>金融機関より口座振替申込書が市に送付される。</li><li>取扱金融機関から市に送付される口座振替申込書により、口座振替を実施する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>郵便局窓口にてゆうちょ銀行の様式を提出する。</li><li>ゆうちょ銀行より口座振替受付通知書が市に送付される。</li><li>ゆうちょ銀行から市に送付される口座振替受付通知書により、口座振替を実施する。</li></ul>
手数料	市が負担	奨学生が負担（1件あたり10円）

#### (2) 今後の予定

令和6年2月 石巻市市税等口座振替実施要綱の一部改正

(施行予定年月日：令和6年4月1日)

4月 取扱金融機関において、口座振替の申込受付開始

### 15 市内小中学校への校務支援システムの導入について（教育委員会）

「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（平成30年度～令和4年度）（令和6年度まで延長）」では、全ての自治体が統合型校務支援システムを導入することを目標としており、また、「教育の情報化等に関する調査結果（令和4年3月1日現在）」によれば、全国の自治体の81.0%がすでに統合型校務支援システムを導入している。

本市においては、校務ごとに、それぞれ情報を管理しており、校務支援システムを導入している自治体と比べ、業務の効率化が遅れている状況にある。

校務情報を一元的に管理し、共有・共用することで効率的な校務処理を行うため、校務支援システムを導入するもの。

(1) 主な内容

【校務支援システム実装機能】

- ・学籍管理
- ・出席、欠席管理
- ・成績、受賞歴管理（調査書作成、通知表作成等）
- ・教育課程管理（年間指導計画作成、週案作成、時数管理等）
- ・保健管理（保健日誌作成、保健室への来室記録、相談記録等）
- ・学校図書管理（蔵書管理、図書貸出・返却管理等）
- ・グループウェア機能
- ・保護者連絡アプリ導入（保護者への通知、欠席連絡）
- ・教職員出退勤管理（在校記録、休暇管理）

(2) 今後の予定

令和6年2月	市議会第1回定例会に係る予算案について提案
4月～7月	業者選定
8月～	校務支援システム構築
令和7年2月～	各小中学校向け操作説明会の実施
4月～	校務支援システム運用開始

## 16 市内全小学校児童への電子図書の導入について（教育委員会）

市内小学校の学力については、県及び全国平均より低く、その根底には読解力や語彙力等の不足が見られる。読書は、読解力や語彙力、論理的思考力等の向上を図るために有効であるが、学校図書室の利用については、利用時間や貸出冊数等に制限があり、児童の読書意欲を満たすことができていない。

令和4年度から令和5年度には、釜小学校及び開北小学校において電子図書を試験導入したところ、隙間時間にタブレット端末で読書する児童が多く見られたほか、複数の児童が同じ本を同時に読めることで指導に役立つ等の効果が見られた。

市内全小学校の児童に配布しているタブレット端末を利用し、電子図書を導入することで、語彙力や読解力等の基礎学力の向上を図るとともに、生涯にわたって本に親しめる読書習慣を育むもの。

(1) 主な内容

【電子図書の内容】

電子図書数 36社 約4,000冊

電子図書のジャンル 文学、小説、絵本、童話、図鑑等

【対象児童数】

市内全小学校児童（1年生～6年生）

令和6年度児童数 5,732人（見込）

## (2) 今後の予定

令和6年2月 市議会第1回定例会に関係予算案について提案

4月 導入業者選定

市内全小学校児童のタブレット端末で利用可能

## 17 第2次石巻市子ども読書活動推進計画の策定について（教育委員会）

平成13年、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、本法律に基づき、平成14年、国において「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定された。令和5年3月には「第5次子どもの読書活動に関する基本的な計画」が策定され、子どもの読書活動を継続的に推進している。

宮城県では平成31年に「第4次みやぎ子ども読書活動推進計画」を策定しており、令和6年3月に第5次計画を策定する予定となっている。

本市では、平成20年5月に計画期間を5年間とする「石巻市子ども読書活動推進計画」を策定していたが、東日本大震災に係る復旧・復興事業を最優先としたため、以降策定していない。

本市に住む子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付ける上で欠くことのできないものである「読書活動」を推進するため、「第2次石巻市子ども読書活動推進計画」を策定するもの。

### (1) 主な内容

#### ア 計画の目標

石巻市に生まれ、育つすべての子ども（おおむね18歳以下の者）が読書を通じて、考える習慣、豊かな感性や情操、思いやりの心を身に付け、変化の激しい社会に主体的に対応できる力を育むため、子どもの発達段階に応じた読書環境の整備を進め、子どもの自主的な読書活動を推進する。

#### イ 計画期間

令和6年度～令和8年度（3年間）

#### ウ 基本の方針

- (ア) 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実
- (イ) 子どもを取り巻く読書環境の整備・充実
- (ウ) 家庭、地域、学校等を通じた社会全体での取組の推進
- (エ) 子どもの読書活動に関する啓発と推進気運の醸成

#### エ 推進の方策

- (ア) 家庭における読書活動の推進
- (イ) 地域における読書活動の推進
- (ウ) 学校における読書活動の推進
- (エ) 図書館の機能強化と整備の推進

※詳細は別紙資料のとおり。

(2) 今後の予定

令和6年2月 パブリックコメント実施

3月 令和6年教育委員会第3回定例会にて報告  
第2次石巻市子ども読書活動推進計画策定

## 18 低所得者支援及び定額減税を補足する給付事業の実施について（物価高騰対策）

### （保健福祉部・総務部）

エネルギー・食料品価格等の物価高騰が長期化し、国民生活等に大きな影響を及ぼしている中、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に係る国の補正予算が成立し、令和5年夏以降実施してきた住民税非課税世帯に対する3万円の給付事業に関し、1世帯あたり7万円を追加支給する支援策を含む、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」が配分された。

令和5年12月、「令和5年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費の使用」が閣議決定され、住民税非課税世帯には該当しないが、低所得世帯と認められる世帯等に対し、住民税非課税世帯への支援と同水準を目安に給付するほか、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる者に対し、差額分の調整給付を実施するため、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」が増額措置された。

同交付金を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている低所得世帯を支援するとともに、定額減税の恩恵を十分に受けられない納税者を支援するもの。

(1) 主な内容

支給対象者	想定対象数	支給金額及び方法
ア 令和5年度の住民税均等割のみ課税世帯	2,500世帯	1世帯あたり10万円
イ 令和5年度及び6年度における住民税が非課税及び均等割のみ課税世帯のうち18歳以下の児童が属する世帯	2,010世帯 (児童数 3,380人)	児童1人あたり5万円
ウ 令和6年度に新たに住民税が非課税または均等割のみ課税となる世帯	2,900世帯	1世帯あたり10万円
エ 定額減税可能額が令和6年分推計所得税額または令和6年度個人住民税所得割額を上回る者	33,600人	納税者1人あたりの定額減税可能額（所得税分3万円+住民税分1万円）が、令和6年推計所得税額、令和6年度住民税所得割額を上回る者に対し、差額を1万円単位で給付

上記、ア～エを原則、口座振込により支給

(2) 今後の予定

※ア、イ

令和6年1月 関係補正予算の専決処分（令和6年1月23日）について、市議会に報告し、その承認を求める

令和5年度石巻市エネルギー・食料品等価格高騰重点支援金支給事務実施要綱の一部改正（施行予定年月日：令和6年1月24日）

2月～ コールセンター設置、市報等による周知及び確認書等発送

3月～ 支給開始

※ウ、エ

- 令和6年2月 市議会第1回定例会に関係補正予算案について提案  
3月 要綱制定  
7月～ コールセンター設置、市報等による周知及び確認書等発送  
8月～ 支給開始

## 19 エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援の実施について（物価高騰対策） （保健福祉部・教育委員会）

エネルギー・食料品価格等の物価高騰が長期化し、国民生活等に大きな影響を及ぼしている中、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に係る国の補正予算が成立し、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」が配分された。

同交付金を活用し、保育施設、幼稚園及び小中学校の給食実施に係る保護者の負担を軽減するとともに、児童の健全な発育に必要な栄養バランスと量を保った給食の提供を維持するもの。

### (1) 主な内容

#### ア 保育施設における物価高騰対策事業

##### (ア) 私立保育施設への対策

- ・食材料費について、令和3年度と比較し増額分の経費を補助する。

※私立認可保育所13施設、私立認定こども園4施設、小規模保育事業所8施設、認可外保育施設13施設

##### (イ) 公立保育施設への対策

- ・食材料費について、食材の種類や提供量を変えず、給食内容の質を維持するために必要な経費を増額する。

※公立保育所20施設（釜保育所含む）、公立認定こども園2施設

#### イ 学校給食費保護者負担軽減事業

学校給食費改定に伴う差額分を市が負担することで、保護者の負担を実質据え置きとする。

- ・小学校：286円を319円に改定するが、差額33円を市が負担し、実質286円とする。
- ・中学校：350円を382円に改定するが、差額32円を市が負担し、実質350円とする。
- ・幼稚園：240円を262円に改定するが、差額22円を市が負担し、実質240円とする。

### (2) 今後の予定

- 令和6年2月 市議会第1回定例会に関係予算案について提案  
4月～ 石巻市保育所等物価高騰支援事業費補助金交付要綱の一部改正  
（施行予定年月日：令和6年4月1日）  
補助金交付申請受付及び補助金交付開始（保育施設）  
保護者負担軽減事業の実施（学校給食）

## 20 エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う事業者等への独自支援策の実施について

### (物価高騰対策) (総務部)

エネルギー・食料品価格等の物価高騰が長期化し、国民生活等に大きな影響を及ぼしている中、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に係る国の補正予算が成立し、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」が配分された。

同交付金を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている事業者等を支援するもの。

#### (1) 主な内容

##### ア 道路運送事業者等支援金

特に大きな影響を受けている道路運送事業者等（トラック運送、貸切バス、タクシー（介護タクシー含む）、自動車運転代行業、海上タクシー、観光船等）に対して台数（隻数）に応じて、支援金を支給する。

##### イ 燃油高騰対策事業（漁業者対象分）

燃油高騰による影響を受けている漁業者で、漁業経営セーフティーネット構築事業に加入しており、給油実績を報告し補填が認められた漁船及び陸上設備等の燃料費（A重油、軽油、ガソリン、灯油）の一部を補助する。

##### ウ 燃油高騰対策事業（園芸農家対象分）

原油価格高騰の影響を受けている施設園芸農家の負担軽減を図るため、加温施設等に使用する燃油購入費の一部を補助する。

##### エ 配合飼料高騰対策事業

原油価格・物価高騰等の影響を受けている畜産農家の負担軽減を図るため、配合飼料購入費の一部を補助する。

※各事業の詳細は別紙資料のとおり。

#### (2) 今後の予定

令和6年2月	市議会第1回定例会に関係補正予算案について提案
2月～	各事業の補助金交付要綱の制定
	市ホームページ等により周知
	各補助金交付申請受付開始
	各補助金交付開始

【その他】

- ・原子力防災訓練について（総務部）  
（住民避難訓練協力の御礼、災害対策本部運営訓練・女川オフサイトセンター運営訓練の延期）
- ・石巻防災・震災伝承のつどいの開催について（総務部）
- ・市内小中学校における新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザの感染状況について  
（教育長）

以上